

箱根町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、箱根町が予算の範囲内で交付する合併処理浄化槽設置整備事業補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(合併処理浄化槽の構造基準)

第2条 補助の対象となる合併処理浄化槽は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第2項の規定に基づく構造基準に適合しているものであること。
- (2) 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が90%以上で、かつ放流水のBODが20mg/L(日間平均値)以下の機能を有するとともに合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け厚生省通知衛浄第34号)に適合するものであること。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、町が下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に基づき策定した事業計画に定められた予定処理区域以外の区域において、自ら居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を自らの居住の用に供する建物(居住用以外の部分の面積が50m²を超えるものを除く。)で単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽(5人槽から10人槽までとする。)を設置(建築確認申請が必要となる新築及び増改築等は除く。)しようとする者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の受理書の交付を受けていること。
- (2) 合併処理浄化槽を適正に維持管理できること。
- (3) 販売の目的で建物を建築する者でないこと。
- (4) 土地を借りている場合は、合併処理浄化槽の設置について地主の承諾が得られていること。
- (5) 町税等を滞納していないこと。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 合併処理浄化槽本体の費用及び当該合併処理浄化槽本体の設置に必要な工事(宅内配管工事(便所、台所、洗面所、浴室等から合併処理浄化槽への流入管、排水ます及

び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管を設置する工事をいう。第3号において同じ。)を除く。第3号において「本体設置工事」という。)に要する費用に相当する額。ただし、人槽区分に応じ、次の表に定める補助金額を限度とする。

人槽区分	補助金額
5人槽	332,000円
6・7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

- (2) 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に必要な工事に要する費用に相当する額（合併処理浄化槽の設置に当たり撤去が必要な場合であって、撤去後に同一敷地内に合併処理浄化槽が設置される場合に限る。）。ただし、9万円を限度とする。
- (3) 本体設置工事に附帯して行う宅内配管工事に要する費用に相当する額。ただし、30万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着手前に合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出受理書の写し
- (2) 浄化槽の構造図
- (3) 設置場所の案内図
- (4) 建築平面図及び配置配管図
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定したときは合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の不交付を決定したときは合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第7条 補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助事業の内容を変更する場合又は中止若しくは廃止する場合は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請内容変更等承認申請書(第4号様式)を速やかに町長に提出し、その承認を受けなければ

ばならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請内容変更等承認通知書(第5号様式)により補助対象者に通知するものとする。
- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、申請年度の1月末日までに町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告等)

第8条 補助対象者は、補助事業の完了後1ヶ月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに合併処理浄化槽設置整備事業補助金実績報告書(第6号様式)に次の書類を添付して町長に報告しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務契約書等の写し(浄化槽を設置する者が自ら保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽法定検査契約書等の写し
- (3) 浄化槽設置に係る施工業者等からの請求書又は領収書の写し
- (4) 住民票の謄本
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査して適否を決定し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書(第7号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(請求書の提出及び補助金の交付)

第10条 前条の通知を受けた補助対象者は、速やかに合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(第8号様式)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(その他)

第12条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

第13条 町長は、補助対象となった合併処理浄化槽について、設置後の適正な維持管理の状況を確認するため、補助対象者等から報告を求めることができる。

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。